

再生可能エネルギー発電設備に関する条例の制定状況について

○ 令和4年9月時点の公布条例数 204 条例

(制定時期別)

2014 (平成26) 年	2 条例
2015 (平成27) 年	5 条例
2016 (平成28) 年	13 条例
2017 (平成29) 年	19 条例
2018 (平成30) 年	29 条例
2019 (令和 1) 年	45 条例
2020 (令和 2) 年	39 条例
2021 (令和 3) 年	31 条例
2022 (令和 4) 年	21 条例

(条例の対象とする再生可能エネルギー)

太陽光発電設備	109 条例
その他含む	95 条例

(自治体別)

<u>都道府県</u>	<u>6 条例</u>
(兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県)	
<u>市町村</u>	<u>198 条例</u>
(都道府県単位で制定市町村数の多い順)	
長野県	24 条例
静岡県	22 条例
茨城県	17 条例
栃木県	11 条例
北海道・群馬県	10 条例
宮城県・埼玉県	9 条例
和歌山県	7 条例

※ 北陸地方では条例制定実績なし

(条例の対象とする地域の区分の考え方)

ほとんどの条例は、禁止区域や抑制区域など再生可能エネルギー発電設備が設置できない、又は設置に当たって許可や協議等を必要とするなどの区分を地域に設定している。

※ 箕面市、大津市、真庭市、由布市など

(地域住民等への説明と理解の確保)

ほとんどの条例は、事業者に対し、自治体との協議等の手続に当たって、地域住民等への説明会を開催することを義務づけ、地域住民等の理解を得るように努め、又は、地域住民等の申出がある場合は協議しなければならないものとしている。 ※ 和歌山市、武雄市、伊那市、大津市など

(適正管理、事業廃止後の処分、処分費用の確保・積立)

再生可能エネルギー発電設備については、設置後に適正な維持管理がなされない場合、事故や災害発生等により地域に影響を及ぼすとともに、事業廃止後に適切に処分されない設備が放置されることにもなりかねないことから、特に、後発の条例にこうした規定を置くものが多い。 ※ 結城市、北茨城市、名張市、神戸市など

(実効性の確保、罰則)

条例で定める届出、協議、同意、許可等の手続の違反行為に対しては、ほとんどの条例は指導、助言及び勧告、命令の規定を置いているが、他方、罰則規定を置いているものは少ない。

※ (罰則規定) 兵庫県、山梨県、瀬戸市、北斗市、大府市、神戸市、西脇市のみ

検討会概要

- ▶ 2022年4月、**関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）**が共同で検討会を立ち上げ（総務省オブザーバー参加）。
- ▶ 再エネ導入に取り組む**自治体や学識有識者、業界団体や廃棄物処理業者等へのヒアリング**等も実施し、**第7回（7月28日）**においてとりまとめ、**パブコメを実施予定**。

基本的な考え方

- ▶ 太陽光発電を中心とした再エネ導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する**地域の懸念が顕在化**。
- ▶ 地域の懸念を解消し、**地域と共生した再エネの導入**に向け、再エネ事業における課題や課題の解消に向けた取組のあり方等について、
①**土地開発前**、②**土地開発後～運転開始後・運転中**、③**廃止・廃棄**の各段階及び④**横断的事項**に整理。

①土地開発前段階の主な対応

課題

- ▶ 急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、**災害の発生が懸念**されるという声の高まり。
- ▶ 開発許可にあたり、各法令に基づき都道府県等がそれぞれ対応しており、太陽光発電の特性が考慮されないなど**横串での対応不足**の指摘。
- ▶ **抑制すべきエリア**への立地を避け、**促進すべきエリア**への立地誘導が必要。

速やかに対応

- ▶ **太陽光発電設備の特性**を踏まえた**開発許可に当たって考慮すべき事項**を関係省庁横串で整理し、関係法令の**基準・運用へ反映**。
- ▶ 太陽光発電に係る**林地開発許可の対象基準の引下げ**。
- ▶ 関係法令の**指定区域等の地理情報**をEADASに集約。

法改正含め制度的対応を検討

- ▶ 森林法や盛土規制法等の**規制対象エリアの案件**は、関係法令の**許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、手続厳格化**を検討。
- ▶ 電気事業法における**工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確認**。許認可未取得での売電開始を防止。

②土地開発後～運転開始・運転中段階の主な対応

課題

- ▶ 関係法令等への違反が生じた場合において、**違反を早期に解消するための体制強化や仕組み**が必要。
- ▶ 必要な**許認可が取得されていない状態での売電開始を未然に防止する仕組み**が必要。

速やかに対応

- ▶ 電気事業法に基づき、**災害リスクが高い設備への優先的かつ機動的な立入検査**を実施。
- ▶ 違反事例への対応フローの整理など**関係省庁・自治体の連携強化、FIT・FIP認定システム等を活用した違反への対応状況の一元管理**などにより**関係法令違反への対応を迅速化**。

法改正含め制度的対応を検討

- ▶ **違反状況の早期解消**を促すため、関係法令の違反状態での**売電収入（FIT・FIP交付金）の交付留保**などの再エネ特措法における**新たな仕組み**を検討。
- ▶ 電気事業法における**工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確認**。許認可未取得での売電開始を防止。（再掲）

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言概要（案）

③ 廃止・廃棄段階の主な対応

課題

- 調達期間満了を迎えた**住宅用太陽光パネル**について、**廃棄方法等に関する懸念や廃棄に必要な情報の不足**。
- 中長期では、大量に発生する**太陽光パネルが適切に処理**されるのかに関する懸念。

速やかに対応	法改正含め制度的対応を検討
<ul style="list-style-type: none">➢ 本年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。リユース・リサイクル等のガイドラインや廃掃法等の関連する法律・制度等に基づき適切に対応。事業者による放置等があった場合には、廃棄等積立金を活用可能。➢ 廃棄ルールや廃棄物処理業者等の必要な情報を現場に周知。➢ パネルの含有物質等の情報発信や成分分析等の実施のあり方検討。	<ul style="list-style-type: none">➢ 事業廃止から使用済太陽光パネルの撤去・処理までの関係法令・制度間の連携強化を検討。➢ 2030年代半ば以降の使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リサイクルを促進・円滑化するための支援策や制度的対応も含む検討。

④ 横断的事項における主な対応

課題

- 地域との合意形成に向けた**適切なコミュニケーションの不足**。
- **事業譲渡（転売）**や**関係法令違反**などによる**責任主体の曖昧化**や**地域との信頼関係の毀損**。
- **非FIT・非FIP案件**への**事業規律**の課題の顕在化。また、**地域と共生した好事例**の展開が必要。

速やかに対応	法改正含め制度的対応を検討
<ul style="list-style-type: none">➢ 地域との合意形成に向けた説明項目や周知対象等について整理し、再エネ特措法に基づくガイドライン等に位置付け。転売の場合も同様（努力義務）。➢ 非FIT・非FIP案件についても適切な補助金採択基準を設け、適正な規律を担保。➢ 地域への貢献・裨益の事例について整理し、ガイドライン等で事業者に推奨。	<ul style="list-style-type: none">➢ 再エネ特措法の認定にあたり、説明会の開催など地域へ事前周知の義務化を検討（転売の際の変更申請の場合も同様）➢ 関係法令等に違反している場合は再エネ特措法上の転売の変更申請は認定不可とする。➢ 適切な事業実施を担保するため、再エネ特措法の認定事業者の責任の明確化等を検討。➢ 事故発生状況を踏まえ、小規模再エネ設備に対する柵塀・標識設置義務化等を検討するとともに、工事計画の届出時に関係法令遵守状況を確認するなど電気事業法等の制度的措置を検討。

とりまとめについては、**検討会で適切にフォローアップ**を実施。
また、関係省庁が連携し、**自治体、事業者、地域**の方々に対して**わかりやすく発信**。